

#### (14)時間外勤務手当の状況

| 区 分    | 支 給 総 額  | 職員一人あたり支給年額 | 職員一人あたり年間時間数 |
|--------|----------|-------------|--------------|
| 平成21年度 | 72,558千円 | 380千円       | 125時間        |
| 平成20年度 | 58,524千円 | 316千円       | 121時間        |

#### (15)その他の手当の状況

| 区 分        | 内 容   |
|------------|---|
| 扶 養 手 当    | 配偶者 13,000円、それ以外の扶養親族1人につき6,500円を支給   |
| 住 居 手 当    | 持家の場合:2,500円(購入後5年間まで支給。平成21年12月より廃止)<br>借家の場合:12,000円を超える家賃の額に応じて最高27,000円まで支給       |
| 通 勤 手 当    | 交通機関利用者:運賃相当額(月55,000円を限度)、交通機関利用者以外:距離などにより2,000円~24,500円                            |
| 管 理 職 手 当  | 副主幹以上の職員に支給。部長77,400円、リーダー59,500円、主幹51,900円、副主幹46,300円                                |
| 夜間勤務手当     | 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に時間単価×0.25を支給                                      |
| 単身赴任手当     | 異動などで配偶者と別居し単身で生活する職員に交通距離に応じて月額23,000円~68,000円を支給                                    |
| 管理職員特別勤務手当 | 副主幹以上の職員が臨時または緊急の必要などにより週休日(勤務時間が割り振られていない日をいいます。)または休日に勤務した場合に1回につき6,000円~10,000円を支給 |
| 宿日直手当      | 日直勤務または宿直勤務を命ぜられた職員に対し、勤務1回につき4,200円を支給   |

#### (16)特別職の報酬等の状況(平成21年4月1日現在)

| 区 分 | 給 料 月 額 等 | 期 末 手 当                               |
|-----|-----------|---------------------------------------|
| 給 料 | 市 長       | 6月期 1.45月分<br>12月期 1.65月分<br>計 3.10月分 |
|     | 副 市 長     |                                       |
| 報 酬 | 議 長       |                                       |
|     | 副 議 長     |                                       |
|     | 議 員       |                                       |

※平成21年4月1日から市長の給料を20%、副市長の給料を10%減額しています。

## 4.休暇制度の状況

休暇制度については、高浜市職員の勤務時間、休暇などに関する条例などにより定められています。

#### (17)年次有給休暇の取得状況(平成21年度)

| 種 類    | 付与日数    | 平均使用日数 |
|--------|---------|--------|
| 年次有給休暇 | 20日(原則) | 7.7日   |

#### (18)特別休暇などの状況

| 区 分          | 付与日数          | 区 分         | 付与日数        |
|--------------|---------------|-------------|-------------|
| 病気休暇(公務上の負傷) | 療養に必要と認められる期間 | 妻の出産補助      | 2日          |
| 病気休暇(結核性疾病)  | 1年を超えない範囲     | 妻の出産に伴う子の養育 | 5日          |
| 病気休暇(その他の疾病) | 90日を超えない範囲    | 子の看護        | 5日          |
| 選挙権行使        | 必要と認められる期間    | 忌 引         | 親族の別により7日まで |
| 証人等出頭        | 必要と認められる期間    | 夏季休暇        | 3日          |
| 骨髄移植         | 必要と認められる期間    | 住居滅失        | 7日まで        |
| ボランティア       | 5日            | 交通遮断        | 必要と認められる期間  |
| 結婚           | 連続する5日        | 生 理         | 2日          |
| 出 産          | 産前6週間・産後8週間   | 育児時間        | 1日2回30分以内   |